

鹿 児 島 県 公 報

平成26年11月14日（金）第3060号の3



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

○鹿児島県消防学校規則の一部を改正する規則（※）

(消防保安課取扱い) 1

規 則

鹿児島県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年11月14日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第46号

鹿児島県消防学校規則の一部を改正する規則

鹿児島県消防学校規則（平成3年鹿児島県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第15条の見出し中「等の授与」を「の授与等」に改め、同条中「の課程」を削り、「）を、」を「）を授与し、」に、「授与する」を「交付する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 校長は、現場指揮課程及び分団指揮課程のいずれも修了した学生に対しては、指揮幹部科を修了したのものとして修了証書を交付するとともに、当該者が消防団の活動時における指揮者であることを示すき章を交付するものとする。

第16条及び第17条中「の課程」を削る。

別表中「すべて」を「全て」に、

幹部教育	初 級 幹 部 科	初級幹部として必要な教育訓練	を
	中 級 幹 部 科	中級幹部として必要な教育訓練	

幹部教育	初 級 幹 部 科	初級幹部として必要な教育訓練	に	
	指揮幹部科	現場指揮課程		災害時及び大規模災害時における現場指揮者として必要な教育訓練
		分団指揮課程		分団の指揮者として必要な教育訓練

改める。

別記第7号様式中「の課程を卒業した」を「を修了した」に改める。

附 則

- この規則は、平成26年11月15日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の鹿児島県消防学校規則別表に規定する中級幹部科（消防団員に対するものに限る。）を修了した者については、改正後の鹿児島県消防学校規則別表に規定する分団指揮課程を修了したものとみなす。